#### 【八街市土砂災害ハザードマップ】

# 土砂災害から身を守るために

この地図は、皆さんが住んでいる地域で土砂災害が発生した場合に、被害を受ける おそれがある区域を示し、皆さんが避難する際などに、適切な行動をとっていただく ことを目的に作成しています。

#### ■土砂災害の種類

土砂災害には、がけ崩れ、土石流、地すべりの3種類があります。 八街市の土砂災害では「がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)」の危険性があります。

〇がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)とは・・・?

集中豪雨や地震などにより地盤が緩み、抵抗力の低下や浮石の抜け出しが生じて瞬時に斜面が崩れ落ちることを「がけ崩れ」といいます。

突発的に起こり、崩れ落ちるスピードが速いため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、 死者の割合が高い特徴があります。

勾配の急な斜面や、水の集まりやすい斜面は注意が必要です。特に、過去にがけ崩れのあった斜面 の周囲は要注意となります。

#### ■土砂災害(特別)警戒区域とは?

土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づき県が指定した、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域です。

## 土砂災害警戒区域

(住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域)

土砂災害特別警戒区域 (建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は 身体に著しい危害が生じるおそれがある区域)



## ■土砂災害の予兆・前兆現象

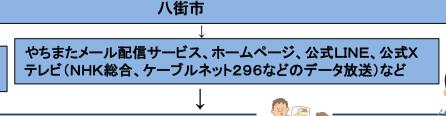
がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)

- がけから水が吹き出す。がけに亀裂が入る。がけから音がする。
- がけからの水が濁る。 ・小石がパラパラと落ちてくる。

## ■情報の伝達方法

防災行政無線

急情報 広報車



住民の皆さん

#### ○八街市防災行政無線テレフォンサービス

防災行政無線の放送が聞きづらかった場合に、電話で放送内容を確認できます。

☎ 0120-609-119 (フリーダイヤル)

※火災内容の音声ガイダンス(佐倉市八街市酒々井町消防組合) 2 043-486-0119



#### ○やちまたメール配信サービス

からのメールを受信できるようにしてください。

防災行政無線の内容を携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、情報配信するものです。

[登録方法]空メールを送信する⇒ t-yachimata@sg-m.jp <sub>返信されるメールの</sub>登録操作 ※メールの受信制限をされている方は、「vachimata@sq-m.ip」

手順に沿って手続きを行ってく

ださい。



## ○大雨のときには、土砂災害警戒情報に注意

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、千葉県と銚子地方気象台が共同で「土砂 <u>災害警戒情報」を発表します。この情報はテレビ・ラジオや防災無線のほか、気象庁ホームページ、</u> 千葉県土砂災害警戒情報システムでも確認できます。

〇土砂災害警戒情報

〇土砂災害警戒判定メッシュ情報 (気象庁ホームページ)

http://www.ima.go.ip/ip/dosva/

http://www.jma.go.jp/jp/dosyamesh/

〇千葉県土砂災害警戒情報システム(千葉県ホームページ)

http://dosyabo.bousai.pref.chiba.lq.jp/chibaDosya/web/top/



### ■避難に関する情報

災害の危険が迫って住民の避難が必要になった場合に、市から避難に関する情報を発令します。 3種類の情報は警戒レベルに応じて出され、住民の方は各情報に応じた避難行動が求められます。

高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
●災害発生のおそれがある状況	●災害発生のおそれが高い状況	●災害の発生が切迫している、又は すでに発生している状況
・避難に時間を要する高齢者や障害 のある人など、及びその支援者は	・対象区域のすべての住民は、 危険な場所から全員避難	・立退き避難することがかえって危険
避難を開始 ・通常の避難行動ができる人は、非常 持出品の用意など避難準備を開始		である場合、緊急安全確保として、 できるだけ高い、がけから離れた 部屋に退避

## ■避難行動の考え方

- 避難する際は、他の土砂災害警戒区域等の急傾斜地や浸水のおそれがある区域を避ける。
- 土砂災害の予兆・前兆現象を発見した場合は、自主避難するとともに、市に連絡をする。
- ・避難は2人以上で、隣近所を誘って集団で行動する。
- 豪雨などで、どうしても避難が困難なときは、次善の策として、近くの頑丈な建物の2階以上に緊急避難 したり、それも難しい場合は家の中でより安全な場所(できるだけ高いがけから離れた部屋)に避難する。

#### ■避難先について

八街市では、災害時における避難所として、市内の中央公民館、スポーツプラザ、小学校、中学校など 28施設を指定しています。

また、地元区長(館長等)を通して開設できる自主避難所を、以下のとおりとしました。

①東吉田区:東吉田集会所

⑦岡 田 区:岡田集会所

②榎 戸 区 : 榎戸公民館

⑧勢 田 区:22分団機庫

③大谷流区:大谷流コミュニティセンター ⑤みどり台区:みどり台コミュニティセンター

④小谷流区:小谷流集会所

⑩泉 台 区:区民センター、ふれあいセンター

⑤用 草 区:用草公民館

①住野区:住野区コミュニティセンター

⑥根古谷区:19分団機庫 ⑩八街・榎戸学園台区:八街・榎戸学園台集会所 ※指定避難所、自主避難所以外に土砂災害のおそれのない場所(親戚や友人の家等)も避難先 となります。(分散避難)なお、身の危険を感じたときには、市からの避難指示の発令を待つ

ことなく、自主的に避難するよう心がけましょう。

